

香川県立高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年6月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第40号

香川県立高等技術学校規則の一部を改正する規則

香川県立高等技術学校規則（昭和42年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学手続及び入学の許可) 第10条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 校長は、前項の規定による入学手続（次条の規定により<u>入学金の納付の猶予又は減免を受けた者</u>にあっては、<u>入学金の納付を除く。</u>）を完了した者に対し、入学を許可する。</p> <p><u>(入学金の納付の猶予及び減免)</u> 第10条の2 知事は、特別の事由があると認めるときは、<u>入学金の納付を猶予することができる。</u></p> <p><u>2 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により入学金の納付が困難であり、かつ、優秀と認める者に対し、入学金を減免することができる。</u></p> <p><u>3 入学金の納付の猶予及び減免に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(修了の認定及び修了証書の授与) 第11条 略</p> <p>(授業料の納付の猶予及び減免) 第16条 知事は、特別の事由があると認めるときは、<u>授業料の納付を猶予することができる。</u></p> <p><u>2 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により授業料の納付が困難であり、かつ、優秀と認める訓練生に対し、授業料を減免することができる。</u></p> <p><u>3 略</u></p>	<p>(入学手続及び入学の許可) 第10条 前条の試験に合格した者は、校長の指定する日までに、次に掲げる書類を提出するとともに、普通課程の試験に合格した場合は、<u>入学金を納付しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 校長は、前項の規定による入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。</p> <p>(修了の認定及び修了証書の授与) 第11条 略</p> <p>(授業料の減免)</p> <p>第16条 知事は、<u>経済的理由その他やむを得ない事情により授業料の納付が困難であると認める訓練生</u>に対し、<u>授業料を減免することができる。</u></p> <p><u>2 略</u></p>

4 前3項に定めるもののほか、授業料の納付の猶予及び減免に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の不還付)

第18条 既納の授業料、受講料、入学選考の手数料、入学金及び証明手数料は、還付しない。ただし、授業料及び入学金については、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の不還付)

第18条 既納の授業料、受講料、入学選考の手数料、入学金及び証明手数料は、還付しない。ただし、授業料については、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の香川県立高等技術学校規則（以下「新規則」という。）第10条の2、第16条及び第18条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに普通課程に入学した者であつて新規則第16条第2項の規定による授業料の減免の対象とならないものに係る授業料の減免については、なお従前の例による。

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

3 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～19 略					別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～19 略				
20 高等技術学校					20 高等技術学校				
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等				所長等	課長等
1 香川県立高等 技術学校規則関 係事務 規…香川県立高 等技術学校 規則	(1) 略	略			1 香川県立高等 技術学校規則関 係事務 規…香川県立高 等技術学校 規則	(1) 略	略		
	(2) <u>入学金及び授業 料の納付を猶予し、 又は減免すること。 (規第10条の2第1 項・2項、16条1項 から3項まで)</u>					(2) <u>授業料を減免す ること。(規16条1 項・2項)</u>			
	(3) 略					(3) 略			

2・3 略

21～32 略

2・3 略

21～32 略